

ヨーロッパ民事訴訟法における 核心理論について

ドイツ法の視点からのその素描

本 間 学

目 次

はじめに

第一章 ヨーロッパ民事訴訟法と「核心理論」

第一節 ヨーロッパ民事訴訟法

第二節 「核心理論」の端緒 EuGH の二判決

第二章 フランスにおける重複訴訟規制

第一節 訴訟係属規制

第二節 関連訴訟規制

第三節 訴訟係属規制と関連訴訟規制の限界

第三章 「核心理論」に対するドイツ法の反応

結びにかえて まとめと次稿への架橋

はじめに

一 (1) 同一の事件について異なる国の裁判所に重複して訴訟が提起される、いわゆる国際的二重訴訟は、国際民事訴訟法における困難な問題の一つである。この国際的二重訴訟を何らかの形で規制すべき点では、今日、ほぼ見解の一致を見ることができているが、その規制方法については、承認予測説¹⁾、管轄規制説（適切な法廷地説²⁾、訴えの利益説³⁾などが対立し、見解は統一することを知らない⁴⁾。

承認予測説は、判決の重複・抵触の回避という目的から、外国判決の承認予測可能性を条件に、後発訴訟の係属を規制するという伝統的な二重起訴の禁止を国際的場面にも適用しようとするものである。しかし、この見

解に対しては、承認予測の困難さや、規制範囲の適切さの点で問題があるとして、激しい批判がなされてきた。もっとも、前者は、積極的承認予測による場合には、その判断自体はそれほど困難ではないと考えることもできる⁵⁾。また、管轄規制説によっても、承認予測は問題となりうる⁶⁾。そうすると、問題は、後者の点、すなわち、判決の重複・抵触の回避という目的に力点を置いた、規制要件の設定にあったといえよう⁷⁾。具体的には、判決の重複・抵触を重視した承認予測説の規制範囲の設定は、一方では関連訴訟の規律ができない点で問題があり、また他方で、国際的場面における特殊性を、国内における二重起訴と同様の処理をすることにより、無視することになる点である。このような承認予測説の問題点は、とりわけ、対向型訴訟との関係で繰り返し提起され、これが上述した混迷する議論の一つの理由となったと考えられる。

(2) ところで、ヨーロッパ民事訴訟法21条は、管轄に関する規律としてはあるが、ヨーロッパにおける国際的二重訴訟を規律する。その規制要件の一つである、同条の「同一の請求」の解釈については、いわゆる「核心理論 (Kernpunkttheorie)」がヨーロッパ司法裁判所(以下、EuGHと呼ぶ)により生み出された。そして、かかる「核心理論」を巡っては、わが国の承認予測説の範とされたドイツ法の国際二重訴訟の規律等との関係で、近時、議論が巻き起こっている。この「核心理論」は、ドイツにおける伝統的な訴訟物概念とは異なる広範なものであり、その概要と、これに対するドイツ法の反応を明らかにする作業は、国際的な関連訴訟の規律、国際的場面における特殊性を考慮した国際的二重訴訟の規律のあり方、その適切な規律領域の設定を考察するにあたり有益な手掛かりを与えてくれるように思われる。

(3) 本稿は、このような問題関心から、ヨーロッパ民事訴訟法における、いわゆる「核心理論」の輪郭と、これに対するドイツ法の反応を明らかにする⁸⁾ことにより、わが国における国際的二重訴訟の規律のあり方、その適切な規律領域を設定するための分析視角の獲得を試みるものである。

二 以上の課題を取り組むにあたり、本稿は以下のような構成をとる。まず第二章以下での検討の前提として、「核心理論」に関する EuGH の二判決の準備的分析を行う（第一章）。次いで、フランス法の重複起訴規制と「核心理論」を対比し、フランス法的な観点から「核心理論」を照射する（第二章）。ドイツ法からみた「核心理論」の描出という本稿の課題からすれば、フランスにおける重複訴訟の規律は直接関係せず、このような検討は不要であるようにも思える。しかし、ヨーロッパ民事訴訟法の関連訴訟の規律は、ロマーン法系諸国、とりわけフランス法の関連訴訟の規律を範としたものである。そして、「核心理論」をめぐる EuGH の二判決は、ヨーロッパ民事訴訟条約のフランス語正文上の文言を利用したものであることからすれば、フランス法的な理解から何らかの影響を受けている可能性がある⁹⁾。ドイツ法の当初の「核心理論」をめぐる議論も、当然、この点を意識しているであろう。以上の理由から、第二章においてフランス法における重複訴訟の規律との対比を行なうものである。そして以上の検討を前提に、「核心理論」に対するドイツ法の反応を検討することで、ドイツ法において「核心理論」がどのように捉えられているのかを明らかにする（第三章）。

第一章 ヨーロッパ民事訴訟法と「核心理論」

第一節 ヨーロッパ民事訴訟法

(1) ヨーロッパ民事訴訟法とは、ヨーロッパ民事訴訟条約（EuGVÜ・いわゆるブリュッセル条約）を基礎にして創出されたヨーロッパ民事訴訟規則（EuGVVO）¹⁰⁾を中心とする、EUにおける民事手続に関する規律¹¹⁾を総称したものである¹²⁾。もっとも、本稿では、主たる検討対象がヨーロッパ民事訴訟条約当時の議論であることとの関係で、以下特に断りのない限り、ヨーロッパ民事訴訟法という用語は、ヨーロッパ民事訴訟条約をさすものとして使用する。

このヨーロッパ民事訴訟法の目的は、各構成国間の国際裁判管轄の規則を統一し、この統一的な規則に基づいて各国裁判所がした判決の相互承認を簡易化し、これにより EU 域内での迅速な権利保護を促進する点にある¹³⁾。

(2) このように、ヨーロッパ民事訴訟条約は、構成国間の判決の相互承認を簡易化するものであるが、他方で一定の場合には、承認国は判決の承認を拒絶できる。本稿との関係でとりわけ重要であるのは、ヨーロッパ民事訴訟条約27条3号である¹⁴⁾。同条号によれば、ある構成国の裁判と承認を求められた別の構成国でなされた裁判が矛盾対立する場合、前者の裁判は承認を拒絶される¹⁵⁾。このような、いわゆる承認拒絶事由は、前述した条約の目的との関係で緊張関係に立つ。そこで、いかなる場合に27条3号の意味での「裁判の矛盾対立」が認められるのが重要な問題となる。

この点につき EuGH は、ホフマン対クリーク事件¹⁶⁾で、27条3号の「裁判の矛盾対立」を、条約独自に解釈し、これを既判力 (= 訴訟物) に照準を合わせず、「当該裁判が互いに排斥しあう法律効果を有するか」を基準とすることを明らかにした。このホフマン事件における EuGH の定式は、必ずしも「裁判の矛盾対立」の内容を具体化したものとはいえないが、少なくとも裁判の矛盾対立の範囲を既判力 (= 訴訟物) より広く解するものとされている¹⁷⁾。この点、既判力によって確定された部分の矛盾対立のみならず、共通の争点について判決理由について矛盾対立した判断がなされた場合についても「裁判の矛盾対立」といえるかが問題となるが、ホフマン事件判決は、これを肯定するものと考えられている¹⁸⁾。

(3) また、複数構成国間における裁判の矛盾対立を未然に防止する手段として、条約は国際的な重複訴訟に関する規定(21条¹⁹⁾)を設けている。同条の主要な適用要件は、同一当事者間の「同一の請求(derselbe Anspruch)」であるが、いかなる場合に請求の同一性が認められるのかについては、条約は明確な回答を与えていない。「核心理論」が登場する以前の学説は、請求の同一性は問題となっている二つの法廷地の訴訟法に

よって判断すべきだとし、両方の国の訴訟法によれば訴訟物が同一である場合に限り21条の適用があるとする見解が支配的であった²⁰⁾。

さらに、21条と同様の目的に資する制度として、22条の関連訴訟の規律がある²¹⁾。同条は、二つの手続に関連性がある場合には、後に訴えを受けた裁判所の手続を中止し、また、後に訴えを受けた裁判所が管轄不存在を宣言した場合には、最初に訴えを受けた裁判所に手続を併合することを規定している。21条と22条の関係をどのようなものと理解するかは、「核心理論」の評価との関係で問題となりうるが、この点については後に触れることとする。

なお、21条及び22条は、ヨーロッパ民事訴訟法上、管轄規定と位置づけられている点は、後の議論との関係で若干の注意を要しよう。

第二節 「核心理論」の端緒 EuGHの二判決とその準備的分析

一 ここで第一節での確認を前提として、「核心理論」の端緒となった、グビッシュ事件判決²²⁾、タトリー号事件判決²³⁾を紹介し、これらに対して第三章以下での検討のための準備的な分析を試みる²⁴⁾。

二 (1) 「核心理論」について、EuGH が初めて言及した判決は、グビッシュ事件判決である。この事件の概要は次のとおりである。まず、ドイツのグビッシュ工作機械株式会社がイタリア人のパルンボに対し、フランスブルク地方裁判所に、機械の売買代金の支払いを求める訴えを提起した。その後パルンボが、グビッシュ工作機械株式会社に対して売買契約の無効確認、および予備的に意思の瑕疵による無効宣言、さらに予備的に相手方の単独帰責事由を理由とする契約の解消を求める訴えを、イタリアで提起したというものである。同事件につき EuGH は、次のように判示して、ヨーロッパ民事訴訟条約21条の適用を肯定した。

「ヨーロッパ民事訴訟条約21条は、矛盾対立する裁判が構成国間で生じることを防止し、それによって矛盾対立する裁判の承認が拒否され

ること(27条3号)を予め排除する目的の規定である。……よって、条約固有に訴訟係属概念の内容を定めるべきである。

ヨーロッパ民事訴訟条約21条のドイツ語正文(Klagen wegen desselben Anspruchs)は、……フランス語正文(des demandes ayant le même objet la même cause)のように対象と原因という形で区別していないが、……ほかの言語のテキストと同様に解釈しなければならない。すなわち、対象と原因が同一である場合に、21条は適用される。

本件では、原因は同一の売買契約であり、対象につき、二つの事件の核心は契約の効力であるので、対象と原因の同一性が認められる。」

(2) 本判決において、EuGHは、まず、条約27条3号により構成国の裁判が承認を拒絶される状況を回避するために、「同一の請求」概念を条約固有に、すなわち各構成国法に左右されずに解釈した。EuGHは、条約固有の解釈によってのみ、条約の目的を実現できるとしている。このような理解を前提に、EuGHは「請求の同一性」について次のような判示をしている。第一に、対象について訴えの目的の一致が必要であること、第二に原因につき契約関係の同一性が認められることである。前者については、ドイツ手続とイタリア手続の核心が、売買契約の有効性であることから、二つの訴訟は事実上同一の目的に関するものとされた。後者については、「契約関係」が何を意味するのかはなお明確ではない。というのもこれは、事実関係(契約締結の事実経過)を意味するとも理解できるし、また法規範によって確定された債務関係を意味する²⁵⁾とも理解できるからである²⁶⁾。

三 (1) グビッシュ事件に続いて、タトリー号事件判決で EuGH は、以下で検討するタトリー号事件判決において、「核心理論」を一定程度具体化し、深化させた。同事件は複数の当事者が関与する複雑なものであるが、本稿の検討対象である「核心理論」の理解に必要な限りで簡略化するならば、おおよそ次のようなものである。

荷主は、汚染された積荷の大豆油につき、船主に対し、イギリスで損害

賠償の訴えを提起した。これに先立ち船主は、オランダで、本件油の汚染についての責任不存在確認の訴えを提起していた。そこで船主は、ヨーロッパ民事訴訟条約21条または22条による手続の中止または管轄不存在の宣言を求めた。EuGHはグピッシュ事件判決を前提として、次のような理由で、ヨーロッパ民事訴訟条約21条の適用を肯定した。

「請求の原因とは、訴えを基礎付ける事実関係と法規定を包含する概念である。自らに責任のないことの確認を求める訴えと損害賠償の訴えは、同一の事情の下に損害を受けた同じ積荷に関するものであるから、同一の原因に基づく訴えである。

責任の存否の確認を求めた部分についていえば、責任の存否が二つの手続の中心問題であるから、対象は同一である。その際、第一の訴えが消極の確認の形式であり、第二の訴えが積極的な給付請求であっても、二つの訴えの対象は異ならない。損害賠償の支払いを求める部分についていえば、損害賠償を求める第二の訴えの申立ては、責任の存在を確定することを前提とし、それに当然続くものであるから、訴えの主たる対象を変えることにはならない。また、責任の不存在を求めたという事実は、一切の損害賠償義務を争うことを暗に含んでいる。」

(2) 本判決もグピッシュ事件判決と同様の理由から、条約固有に「請求の同一性」を解釈した。対象についても同様に、「訴えの目的」であるとし、タトリ号事件においては、責任の存否の問題が手続の核心であるとした²⁷⁾。もっとも、判決においては、「訴えの目的」につき厳密な定義はなされていない。また、原因については、グピッシュ事件判決では必ずしもその内容は明らかではなかったが、本判決で、「事実関係（Sachverhalt）および訴えを基礎付ける法規定」であるとした²⁸⁾。

四 さて、以上をまとめると次のようなことがいえるだろう。

まず第一に、「核心理論」は、矛盾対立する裁判が構成国間で生じるこ

とを防止し、それによって矛盾対立する裁判の承認が拒否されることを予め排除する目的を重視する。この目的の実現のために(目的論的解釈),「請求の同一性」概念を条約固有に,訴訟物概念よりも広く確定する。すなわち,対象とは訴えの目的であり,ドイツ法のように,申立て(Antrag)の形式的な一致は要求していない。その判断に際し重要であるのは,二つの紛争の核心が同一であるか否かである。また,原因とはタトリ一号事件判決によると事実関係(Sachverhalt)と訴えを基礎付ける法規範である。もっとも,対象と原因の具体的内容はなお上記二判決からは明らかではない。とりわけ,請求対象について「訴えの目的」の厳密な定義はなされていない。

しかし,以上のようなEuGHの依拠する目的論的解釈から,必ずしも論理必然的に,21条の広範な解釈が導かれるわけではない。この点を指摘するのが,グビッシュ事件判決の法務官²⁹⁾であったマンチーニ(Mancini)である。彼は,条約固有の解釈を前提にしつつも,21条と22条の関係を重視する立場から,22条によっても条約の目的は実現でき,21条は厳格に解すべきことを主張した。すなわち,訴えの訴訟係属に関する規律である21条と,関連訴訟の規律である22条を条約が別個に規律し,条約の法文が21条を当事者の請求(ドイツ語正文では“Anspruch”,フランス語正文では“objet et cause”)と関連づけていることからすれば,21条の「同一の請求」は厳格に解すべきである³⁰⁾,というのである。このようなマンチーニの,条約の体系を重視した説明は,結果的に21条の「同一の請求」を,ドイツ法の訴訟物と近づけて理解することを可能にする。

そこで,条約の目的実現との関係で,ヨーロッパ民事訴訟法における訴訟係属規制と関連訴訟規制との限界付けをどのように考えるかが問題となる。この点EuGHは,21条の「同一の請求」の解釈に際し,ヨーロッパ民事訴訟法のフランス語正文の「対象(objet)」と「原因(cause)」に依拠している。そしてヨーロッパ民事訴訟法の関連訴訟の規律は,フランス法を代表とするローマン法系の関連訴訟の規律を範とする。よって,フラ

ンス法における重複訴訟規制と対比・検討が、「核心理論」の姿を明らかにするに際して有益な手がかりを与えてくれよう。次章でこの点を検討する。

第二章 フランスにおける重複訴訟規制

フランス新民事訴訟法（以下、ncpc と呼ぶ。）において、重複訴訟の規律に関する制度としては、訴訟係属規制（litispendance・ncpc 100条）と関連訴訟規制（conexité・ncpc 101条）の二つが存在する。

第一節 訴訟係属規制

(1) 訴訟係属については、ncpc 100条が次のように規定する。

「同一の訴訟がともに管轄を有する同一審級の二つの裁判所に係属している場合には、後から事件を受理した裁判所は、当事者の一方が要求したときには、他の裁判所のために事件を手離さなければならない。後から受理した裁判所は、当事者の要求がない場合にも、職権ですることができる³¹⁾。」

これによれば、訴訟係属が存在する場合には、後に訴えを受けた裁判所は、当事者の申立て又は職権により、その管轄不存在を宣言しなければならない。そして訴訟係属は、異なる裁判所で、「同一の訴訟（le même litige）」が係属した場合に認められる。この「同一の訴訟（le même litige）」が認められるためには、両手続の当事者（sujet）、請求対象（objet）と請求原因（cause）の三つの要素が完全に一致しなければならない、とされている³²⁾。したがって、これら三要素のうちの一つでも一致しない場合には、訴訟係属規制は問題とならず、関連訴訟規制が問題となりうるにすぎない。ここで問題となるのが、請求対象（objet）と請求原因（cause）である。なお、フランスにおいては伝統的に、訴訟不変の原則（principe de l'immutabilité du litige）が妥当しており、訴訟手続が開始された以上、当事

者も裁判官も訴訟の枠組み(請求対象, 請求原因はこれに含まれる)を変更することはできないとされている³³⁾。

(2) 請求原因(cause)とは, 判例によれば, 請求の法的基礎(le fondement juridique de la demande)である³⁴⁾。これに対し, 学説は, この点につき見解の一致をみておらず, 大別, 次の三つの見解が存在する。すなわち, 原告によって主張された法規範ないし一般原則とする見解, 法的に評価された事実の集合体とする見解, 請求対象を理由付けるために主張された事実の集合体(complexe des faits allégués)であるとする見解である。以上の見解の中で学説上, 有力であるのは, 事実上の基礎, すなわち訴えを基礎付ける事実の集合体と考える見解である³⁵⁾。判例の請求原因の理解は, この学説上の有力な見解と比較すると, 厳格なものといえる。

上記 説と 説の相違は必ずしも明らかではないが, 訴訟における裁判官の主導権を, 当事者の画定した請求対象と請求原因の範囲にとどめようとする点で共通する³⁶⁾。これに対し, 有力説は裁判官の訴訟における主導権に関し, 別様の理解を基盤とする。この有力説を基礎付けたのは, 裁判官の権限強化による訴訟促進を目的とする, 近時のフランス民事訴訟法改正³⁷⁾に対して, 多大な影響を与えたモチュルスキーである³⁸⁾が, 彼は, 次のような裁判官の役割に関する理解を前提としている。すなわち, 確かに, 請求対象, 請求原因を決定するのは当事者であって, 処分権主義, 裁判官の中立性, 紛争の客観的要素の普遍性のいずれからみても, 裁判官は請求対象, 請求原因を変更することを禁止されている。しかし, 裁判官は, 当事者の述べた事実に基づき, 当事者の述べる法的性質には拘束されずに, 職権で法規範を適用して, 請求の対象性質決定を行なわなければならない。他方で, 対審主義により, 当事者に防御権が保障される, というものである³⁹⁾。この理解に立てば, 請求対象・請求原因は, いずれも当事者の提出した事実複合体により決せられることとなる。なお, ここでいう事実には, 法的色彩はついていない。

(3) 請求対象 (objet) の同一性は、既判力原則によれば⁴⁰⁾、二つの訴えで主張された請求事項 (la chose demandée)、請求された物が同一である場合に認められる⁴¹⁾。そして npc 4 条 1 項によれば、請求対象は当事者の相互の申立て (prétentions respectives⁴²⁾) によって確定される⁴³⁾。

このように請求対象に関する法的定義が存在するにもかかわらず、請求対象の具体的内容はなお明確ではなく、その結果、実際にはその同一性の判断についても明確ではない⁴⁴⁾。とりわけ、一方の訴え (demande) の請求対象が他方の訴え (demande) の請求対象を包括する場合に、訴訟係属が認められるかについては争いがある⁴⁵⁾。

通説は、当事者の行為 (faire) から請求対象は論理的に明らかとなるものとして二つの訴えを全体として対比する。これは、当事者の判決要求を重視して請求対象を確定するものと思われる。それ故、この理解によれば、部分的な一致では訴訟係属は認められない。フランスの判例はこの点につき必ずしも一貫した立場をとっているわけではないが、その大勢は通説と同様に解しているようである⁴⁶⁾。また、二つの訴えが売買代金の支払いを求める訴えと売買契約無効確認の訴えまたは売買契約解除の訴えである場合についても、訴訟係属ではなく、関連訴訟であると解するのが大勢のようである⁴⁷⁾。この理解は、訴訟係属の規律範囲を厳格に解しても、問題となる管轄の抵触は関連訴訟によって解決されうることその理解の基盤としている⁴⁸⁾。

これに対し、請求対象を、主文 (dispositif) の各項目ごとに別個であると考え、各主文 (dispositif) のうち共通する項目について部分的な訴訟 (事件) 係属を認められるとする有力な見解がある⁴⁹⁾。この見解の意味するところは必ずしも明らかではないが、当事者の判決要求に関わりなく、請求対象を確定するものと思われる。また、かかる見解を支持する論者は、請求原因については説をとる傾向がみうけられる。

第二節 関連訴訟規制

(1) 関連訴訟規制について定める ncp 101条は、次のように規定する。

「異なった二つの裁判所に提起された事件の間に、それらを併せて審理し判決することが良き司法の利益になるような関係 (lien) がある場合には、それらの裁判所の一方に事件を離して、その審理を他の裁判所にそのまま移送するように要求することができる⁵⁰⁾。」

同条は関連訴訟を規律するものとされているが、「関連性 (conexité)」という文言は、条文上存在しない。しかし、「(事件を)併せて審理し判決することが良き司法の利益になるような関係 (lien)」が関連性を言い換えたものと理解されている⁵¹⁾。この法的定義は、1972年の民事訴訟法改正で法文化されたものであり、それまでは法文上の定義は存在せず、関連性の確定は、訴訟係属概念を手がかりとしていた。すなわち、関連性の判断は、訴訟係属の判断に利用される三要素が利用され、訴訟係属の場合は、三要素全ての一致が要求されるのに対し、関連性が認められるためには、三要素のすべてが必ずしも完全に一致する必要はないとされていた⁵²⁾。これは、関連訴訟の規律が、1972年改正までは、訴訟係属規制と同一の規定で規律されていたことによる(1805年 cpc 171条・1958年以降は、cpc 172条)。しかし、このような三要素を用いた判断は、その後、厳格に過ぎると考えられるようになり、「関連性」の判断に際し、徐々に三要素の影響は希薄になり、他方で、「関連性」をいかなる範囲で認めるかにつき争いが生じた。現在、「関連性」の定義が法文化されているにも関わらず、これは制度目的を定めるに過ぎないため、この問題はなお解消されていない⁵³⁾。

なお、「関連性」が認められるためには、訴訟関係人が完全に同一であることは必要ではなく、そのうちの一人が同一であればよいとされている⁵⁴⁾。

(2) 現在では、三要素の一致はその判断に際し、必要条件でも十分条件

でもなく⁵⁵⁾、関連性の判断は、事件を別々に審理した場合に、裁判の矛盾抵触（*décisions inconciliables*）の危険が生じるか否かが決定的な視点となるとされている。したがって、一方の訴えについての裁判が他方の訴えについての裁判に影響を与える場合には、関連性が認められる⁵⁶⁾。判例はこれを、少なくとも相互依存的关系（*lien de dépendance et de subordination*）のある場合と見ているようである⁵⁷⁾。これは具体的には、次のような場合に認められるとされている。

まず、一方の請求が他方の手続の結果と法的に依存関係にある場合または二つの訴えが同一の法律関係に依拠する場合である。前者は、例えば、契約の履行を求める訴えと契約無効の無効確認の訴えまたは契約の解除の訴えとの関係がそうである⁵⁸⁾。後者は、例えば、売買代金の支払いを求める訴えと履行遅滞に基づく買主の損害賠償を求める訴えがこれにあたる⁵⁹⁾。

以上のように法的な依存関係が存在する場合と並んで、ある裁判が他の手続に単に事実上の影響を有するにすぎない場合にも認められているとされる。このような場合として例えば、遺産の清算と分割、および遺言者とその妻の財産共有に関する手続と、再婚し、その後故人となった妻の遺産に関する手続が挙げられる⁶⁰⁾。第二手続の全体資産は、第一手続に事実上依存するからである。さらには、例えば相続財産分割の訴えと協議分割の承認の訴えのように、二つの訴えが同一の経済的利益を追求する場合⁶¹⁾にも認められる。

ところが、いわゆる共通の前提問題について依存関係がある場合については、重要な法律問題または事実問題が同一であれば、「関連性」が認められるかにつき、争いがある。ある見解は、両手続が当事者および同一の対象についての法律問題が共通の場合に認められるが、二つの訴えにおいて同一の法律問題が類似の事実とのみ関連する場合には認められないとする⁶²⁾。これに対し別の見解は、相互に密接な関係がある問題であれば、関連性が認められるとする⁶³⁾。判例もこの点について一致した立場を示していない。

(3) なお、国際的な関連訴訟について、フランス裁判所が本条をこれまで適用した事例はなく、その適用を消極的に捉えているようである⁶⁴⁾。

第三節 訴訟係属規制と関連訴訟の限界

以上からすると、フランス法において、訴訟係属規制と関連訴訟規制の限界付けについては、明快な像を提示するのは困難である。もっとも、売買代金の支払いを求める訴えと売買契約無効確認の訴えまたは売買契約解除の訴えが問題となる場合には、関連訴訟規制によるのが、フランスの判例の大勢であるようである。このような限界付けの不明確さの原因としては次の二つが挙げられる。

第一に、判例は、「同一の訴訟 (le même litige)」や「同一の紛争 (le même différend)」という表現を関連訴訟の場合にも用い、具体的事件において、訴訟係属規制の問題であるか、関連訴訟規制の問題であるかを明確にしていない⁶⁵⁾点である。これは、上述した関連訴訟規制の沿革と密接な関連があるものと考えられる。

第二に、請求原因 (cause) をめぐる議論の混迷により、請求原因 (cause) と請求対象 (objet) の区別が困難なものとなっており、その結果、その同一性の判断についても困難な状況が生じている⁶⁶⁾点である。なお、申立てが包括関係に立つ場合にも請求対象の一致を認める、フランスの有力説については、その背後にどのような訴訟法に対する認識が存在するのかは必ずしも明らかでない。しかし、かかる見解を支持する論者は、請求原因の同一性を巡る論争において、説を採る傾向が強い。この点に鑑みれば、この見解はモチュルスキーの訴訟法理解と関連性を有する可能性がある。本稿の必ずしも十分とはいえない検討から即断するのは危険であるが、仮にこのようにいえるとなれば、裁判官の権限を強化することによる、訴訟遅延の回避の志向がその背後には存在するのかもしれない⁶⁷⁾。

第三章 「核心理論」に対するドイツ法の反応

(1) 「核心理論」が登場する以前のドイツの学説は、21条の「請求の同一性」は、問題となっている二つの法廷地の訴訟法によって判断すべきだとし、両方の国の訴訟法によれば訴訟物が同一である場合に限り21条の適用があるとする見解が支配的であった⁶⁸⁾。

このような状況のもとで下されたグビッシュ事件判決は、ドイツ法に大きな驚きをもって迎えられた。確かに、EuGH が「請求の同一性」を条約独自に解釈すべきであると判示した点についてはドイツの学説も当初から肯定的であった⁶⁹⁾。例えば、「核心理論」が21条の請求の同一性を広範に理解する点に批判的なイゼンブルク・エップル (Isenburg-Epple) も条約独自の解釈そのものは否定していない。しかし、彼女は、構成国の重複訴訟規制、訴訟物を比較法的に考察した上で、条約独自に「請求の同一性」を厳格に解釈すべきだ、とした⁷⁰⁾。その論拠としてヨーロッパ民事訴訟条約は民事訴訟の手続過程の一断片を規律したものに過ぎず、「請求の同一性」についても、各構成国の民事訴訟法との協働が必要である点を挙げている⁷¹⁾。それ故、各構成国の法概念とかけ離れた条約固有の法概念は、このような協働関係を破壊すると考えたのである⁷²⁾。そして、このような比較法的考察によれば、フランスを代表とする大多数の構成国では、訴訟係属に訴訟物の同一性が要求され、グビッシュ事件のような事案は、関連訴訟として処理されるとする⁷³⁾。ドイツ法の論者の多くもこれと同様の見方をしてきたようであり、その結果、当初、その反応は総じて、EuGH は「同一の請求」の解釈に際し、条約構成国の国内法を基礎とした十分な比較法的考察を行っていない⁷⁴⁾、という批判的なものであった。加えて、このような不十分な比較法的考察の結果、ヨーロッパ条約21条の適用範囲を広く理解することは、関連訴訟を規律する条約22条の存在意義を没却する、との批判もなされた⁷⁵⁾。さらに、先制的な消極的確認訴訟によるフォーラ

ムショッピングが生じる点が実際的な問題点としてあげられた⁷⁶⁾。

これに対し、EuGHの「核心理論」が対象、ドイツ法的に言えば権利保護形式の形式的同一性を問題としないことから、これを好意的に捉える有力な見解も存在した⁷⁷⁾。この見解は、特に国際民事訴訟における債権者と債務者の機会均等という視点を強調して、21条の適用を肯定し、たとえばタトリー号事件のような場合に、先行する消極的確認訴訟の優先を認めるものである。すなわち、このような形で債務者にも法廷地の選択を認めさせようとするのである。また、この見解は、22条は条約の目的実現には弱い武器(stumpfe Waffe)であるとする⁷⁸⁾。

もっとも、「核心理論」を肯定的にとらえつつも、ライポルド(Leipold)は、債権者と債務者の機会均等により「核心理論」を正当化するのには難しい点を指摘する⁷⁹⁾。なぜなら、消極的確認の訴えの原告である債務者は、被告たる債権者の住所地で訴えを提起するのが原則であるし、特別裁判籍が認められる場合も、たとえば義務履行地の裁判籍の場合、通常は債権者の住所地が法廷地となり、これは消極的確認の訴えにより債務者がより有利な管轄選択ができるとは必ずしもいえないからである⁸⁰⁾。それ故にライポルドは、適正迅速な権利保護という条約の目的から「核心理論」を正当化し、一方で「権利保護の利益の事実上の満足」という概念を利用して、債権者の請求権の実現を確保することを試みた⁸¹⁾。この見解によれば、第二訴訟の原告が、第一訴訟の判決によって、事実上権利保護の利益を充した場合には、第二訴訟は遮断されることとなる⁸²⁾。

(2) 以上のように、いずれにしても、ドイツ法の反応は、当初、「核心理論」に対して批判的なものが多かった⁸³⁾。それにもかかわらず、タトリー号事件判決において、EuGHは「核心理論」の採用を確認した。さらに、ドイツ連邦通常裁判所も、イタリアで会社持分の売却契約の無効確認の訴えが係属中に、ドイツで既払代金返還の訴えが提起されたという事案について、EuGHの見解に従い、ヨーロッパ民訴条約21条の適用を肯定している⁸⁴⁾。

(3) このような状況の中で、ドイツにおける学説の反応にも、徐々に変化がみられるようになり、ヨーロッパ民事訴訟法の枠組みの中では、「核心理論」を否定する見解は減少する傾向が見られる⁸⁵⁾。もっとも、フーバー（Huber）が、「核心理論」を肯定しつつも、債権者の立場からすれば、「核心理論」は、特別裁判籍が問題となる場合に⁸⁶⁾、その管轄選択権を侵害する恐れがあるという問題点を指摘している⁸⁷⁾点には注意を要する。すなわち、特に、不法行為地管轄が問題となる場合、管轄は、複数の権利侵害地と結果発生地に並存するため、債務者が消極的確認の訴えを提起した地に手続を集中させるのは、条約が債権者保護のために不法行為管轄を認めている趣旨に反する⁸⁸⁾。同様のことは、労働事件の管轄⁸⁹⁾についてもいえる、というものである。

いずれにしても、「核心理論」に対する理解は、各構成国の規律の比較法的考察を基礎としたものから、27条3号による承認拒絶の回避を重視したもの（よって、既判力の抵触回避との関連ではない）へと移行する⁹⁰⁾こととなる。しかし、この「核心理論」を、ドイツ法における訴訟物概念との関係でどのように理解するかについては、見解は分かれる。この点、請求原因につき、「核心理論」は、「訴えを基礎付ける事実複合体」と理解する、フランスの有力説の理解と近接するが、これはドイツ法の訴訟物理解における「事実関係」と同様と考える見解が多いようであり⁹¹⁾、議論は特に請求対象との関係でなされている。

この点、リュスマン（Rüßmann）は、「核心理論」が27条3号による承認拒絶の回避と密接に結びついていることを重視し、これをヨーロッパ民事訴訟法の領域においてのみ妥当するものと考え、ドイツ法の訴訟物概念には影響を与えないとする⁹²⁾。

これに対し、「核心理論」をドイツ法へ移入することに肯定的な見解も存在する。もっとも、この見解は、その内部で、重複訴訟の規律の制度的位置づけに関して理解が分かれる。

まず、ライポルトは、ヨーロッパ民事訴訟法上の訴訟係属の規律を、こ

れを消極的訴訟要件と捉えるドイツ法と異なり、管轄レベルの問題と理解し、それ故に「核心理論」はドイツ法上の訴訟物概念とは異なるものであるとする(説)⁹³⁾。この見解は、矛盾抵触した裁判と効率的な司法リソースの活用の観点から、第一手続が係属すれば、第二手続は第一手続の裁判所でおこなわなければならない、とする一方で、「核心理論」においても、消極的確認の訴えが先行する場合に、給付の反訴が認められるべきであるという点をその論拠とし、ドイツ法の重複訴訟についてこのような規律の方向を模索する。

さらに、ゴットバルト(Gottwald)は、「核心理論」をドイツ法上の訴訟物概念と同様のものと捉えた上で、これは請求対象の問題ではなく、請求原因=生活事実関係の問題であると主張する(説)。すなわち、ヨーロッパ民事訴訟法に関して、訴訟係属との関連での訴訟物は、申立てで確定されるのではなく、広範に把握された生活事実関係、厳密には、実際に理解された、生活事実関係の法的効果に関する当事者の紛争の統一体によって確定されるとする⁹⁴⁾。この見解は、「核心理論」に関するEuGHの判決は当事者が同一でない場合にまで問題とされていること、婚姻関係事件等における裁判管轄および裁判の承認に関するヨーロッパ規則(EheVO)11条が、「同一当事者間の同一の請求を理由とする訴え(Klagen wegen desselben Anspruchs zwischen Parteien⁹⁵⁾)」と規定していること⁹⁶⁾を、このように解する論拠とする⁹⁷⁾。そして、ドイツ法におけるヨーロッパ民事訴訟法の重要性から、ドイツ法における訴訟物概念も「核心理論」と同様に理解するべきであるとする。

では、このような 説と 説の相違は、どこに求められるのであろうか。「核心理論」によれば、先行する消極的確認の訴えと給付訴訟との関係では、消極的確認の訴えが優先されることになる。その意味では、「核心理論」は最初に訴えを受けた裁判所への手続集中責任(Konzentrationlast)を肯定するものといえる。しかし、ドイツ法の理解に従い、訴訟係属が消極的訴訟要件とすると、後訴の給付訴訟は却下されることになり、このこ

とは債権者の権利行使を阻害することを意味する。そこで、説は、21条が管轄規制に関わる規律であることに着目し、「核心理論」はドイツ法における訴訟物とは異なるものと考えられるわけである。これに対し説は、「核心理論」を訴訟物概念と同様のものと理解し、その上で、反訴の強制を認める。しかし、このような理解は、訴訟係属の本来の理解そのものから導き出すことはできない。それ故、重複訴訟制度の位置づけをどのように捉えるか、という問題と密接に関連するであろう。

結びにかえて　まとめと次稿への架橋

(1) 本稿では、「核心理論」をドイツ法的観点から素描してきた。ここで本稿の検討結果を簡単にまとめておこう。

「核心理論」は、構成国間で矛盾対立する裁判の承認が拒否されることを予め排除する目的を重視し、請求の同一性を条約固有に確定する。原因とはタトリー号事件判決によると事実関係（Sachverhalt）と訴えを基礎付ける法規範である。対象とは訴えの目的であり、その判断に際し重要であるのは、二つの紛争の核心が同一であるか否かである。

ドイツにおけるタトリー号事件判決以前の議論は、21条の「同一の請求」を条約固有に理解しつつ、構成国法の比較法的考察から「同一の請求」を厳格に理解していた。このような理解の特色は、21条の「同一の請求」をドイツ法的な訴訟物概念と近似的に理解する結果をもたらし、それ故に、「訴訟係属＝訴訟物＝既判力」という、ドイツ法の伝統的理解の枠組みをヨーロッパ民事訴訟法においても維持できた点にある。しかし、タトリー号事件判決により、「核心理論」そのものを否定する議論は、生産的とはいええない状況となる。それ故、議論の焦点は、「核心理論」をどのように捉えるか、に移行することになる。

ところで、フランス法における訴訟係属と関連訴訟の限界付けは必ずしも明快なものではないが、売買代金の支払いを求める訴えと売買契約無効

確認の訴えまたは売買契約解除の訴えが問題となる場合には、訴訟係属は認められないというのが判例の大方の見方の方である。ドイツ法の多くの論者は、それ故、フランス法の議論からは、「核心理論」を正当化できないと考えるようである。もっとも、なお検討を要するが、フランスの訴訟係属と関連訴訟の限界付けは必ずしも明確であるとはいえないのであって、請求対象に関する有力説と「核心理論」との関連を完全に否定することもまたできないのではなからうか。この点は、今後なお検討してみたい。

いずれにしても、多くのドイツ法の論者は、「核心理論」を、フランス法的な視点からではなく、条約そのものの目的から理解している。そして、既述のように⁹⁸⁾、EuGHは、27条3号の「裁判の矛盾対立」を、「互いに排斥しあう法的効果」と考え、これを既判力から離れて広く解釈している⁹⁹⁾。したがって、「核心理論」も、既判力および訴訟物とは離れ、対象の同一性の判断に際し重要な役割を果たす「訴えの目的」についても、「相反する法的効果」を指標とする。これは、27条3号による承認拒絶を回避することにより、迅速な権利保護を図る点を重視するものであろう¹⁰⁰⁾。かかる理解の背景には、「核心理論」の採用により生じる問題点は、ヨーロッパ民事訴訟法の統一化に向けた展開の中で解決されるべきとの判断があったのではなからうか¹⁰¹⁾。もっとも、27条3号の「相反する法的効果」の内容についてはなお具体化を要するものであり、その意味で「核心理論」もなお具体化を要する¹⁰²⁾であろう。

(2) このように「核心理論」については、今後のEuGHの判例の展開に注視する必要がある点是否定できない。しかし、「核心理論」とこれに対するドイツ法の反応に関する本稿の検討からは、わが国における国際的二重訴訟の規律のあり方、もしくは適切な規律領域の設定を考察する上で、一定の分析視角を獲得することができるように思われる。以下では、次稿でのわが国における重複訴訟の規律をめぐる議論を考察する分析視角を確認することで稿を閉じることにする。

「核心理論」による手続の集中は、タトリー号事件判決以前のドイツの

学説が正当にも指摘していたように、債権者の請求権の実現や、債権者の管轄選択権との間で軋轢を生じさせる。この問題を考察するに際しては、重複訴訟制度の制度趣旨をどのようにとらえるか、またこれをどのように位置づけるか、すなわち、重複訴訟の規制を管轄レベルの問題とするのか、または広範な訴訟物概念を肯定するのか、が議論の焦点になるであろう。この点に関する議論は、わが国の国際的¹⁰³二重訴訟に関する、管轄規制説（適切な法廷地説）と承認予測説の対立を検討する際に、有益な視点となるように思われる。

また、「核心理論」は、フランス法上、関連訴訟によって規律される局面をも重複訴訟の規律の対象としている。この点、承認予測説は、関連訴訟が問題となる場合をその規制の対象から外しているが、このような場合にも、二重起訴の禁止を及ぼしうるのは、検討の余地があるだろう。その際、「核心理論」が、本来、ヨーロッパにおける国際民事訴訟法の領域での議論であることから、その法制度的特殊性には当然注意する必要がある。その意味で、関連訴訟の制度を有するその他の国が、ヨーロッパ民事訴訟法の妥当する領域以外の国際的場面で、これをどのように扱っているかも考察する必要があるだろう。

さらに、ドイツ法の「核心理論」に対する反応を巡る議論は、現在では、「核心理論」そのものの適否に関する争いから、ドイツ法との関係で「核心理論」をどのように捉えるかに力点を移している。わが国の国内民事訴訟法においては、重複訴訟の規律の拡張化が生じる一方で、訴訟係属の効果としての二重起訴の禁止の制度的位置づけとの整合性が問題となり、近時、活発な議論が行なわれている¹⁰³。この問題を考察するに際しても、重複訴訟制度をどのように位置づけるか、すなわち、重複訴訟の規制を管轄レベルの問題とするのか、または広範な訴訟物概念を肯定するのか、という分析視角およびこの点に関するドイツ法の議論は有益なものとなるであろう。

以上のような視点から、国際的¹⁰³二重訴訟の規律のあり方、もしくは適切

な規律領域の設定を考察し、さらには、国内二重訴訟の規律のあり方をも考察することが、次稿および今後の課題となる。

- 1) 海老沢美広「外国裁判所における訴訟係属と二重起訴の禁止」青山法学論集8巻4号1頁,道垣内正人「国際的訴訟競合(五)」法学協会雑誌100巻4号715頁など。
- 2) 石黒一憲「外国における訴訟係属の国内的効力」澤木敬郎・青山善充編『国際民事訴訟法の理論』(1987年・有斐閣)332頁,同『国際私法(新版)』(1990年・有斐閣)249頁,小林秀之『国際取引紛争』(1987年・弘文堂)78頁など。
- 3) 渡辺惺之「国際的二重起訴論」新堂幸司・鈴木正裕他編『判例民事訴訟法の理論(下)』(中野貞一郎先生古稀祝賀論文集)(1995年・有斐閣)475頁〔以下渡辺・「国際的二重訴訟論」と略記〕。
- 4) 学説の状況の詳細については、渡辺・「国際的二重起訴論」,478頁以下,中野俊一郎・本間靖規・酒井一『国際民事手続法』(2005年・有斐閣)〔以下,国際民事手続法と表記〕87頁以下を参照。
- 5) 渡辺・「国際的二重訴訟論」,477頁以下。
- 6) この点を指摘するものとして,中野他編『国際民事手続法』92頁。
- 7) 渡辺・「国際的二重訴訟論」,477頁以下。
- 8) この点に関する近時の研究として,越山和広「欧州司法裁判所における訴訟物の捉え方申立一般を要素としない訴訟物概念の可能性とそのドイツ訴訟法学への影響について」民事手続法研究,創刊第一号83頁以下がある。
- 9) このような視点を示唆するものとして,シュトルナー(越山和広訳)「20世紀末におけるドイツ民事訴訟法学者」法学研究71巻4号(1998年)83頁以下参照。また,ライポルド(松本博之訳)「国内民事訴訟法からヨーロッパ民事訴訟法へ 訴訟係属,既判力及び判決の衝突へ」石部雅亮・松本博之・児玉寛編『法の国際化への道』(1994年・信山社)101頁も参照。
- 10) ヨーロッパ民事訴訟条約は,1987年に当時のヨーロッパ経済共同体を構成する6カ国の中で締結されたものであるが,1997年のアムステルダム条約により認められた,ヨーロッパ共同体の「域内における民事司法協力に関する共同体法制定権限」に基づいて,ヨーロッパ民事訴訟規則(いわゆるブリュッセル 規則)に生まれ変わった。なお,同規則は,現在では原則としてヨーロッパ連合加盟国に直接適用される。ヨーロッパ共同体の法制定権限について留保を示したデンマークについては,同規則の適用はない。同規則適用のためのヨーロッパ共同体との条約策定作業はほぼ終了しているが,その批准の時期についてはなお不確定である。Vgl. Wagner, NJW 2005, 1754, 1755。なお,ヨーロッパ民事訴訟条約と,ヨーロッパ民事訴訟規則との間で,内容の点での本質的相違は存在しない。従って,本稿で扱う議論は,ヨーロッパ民事訴訟規則においても同様に妥当する。なお,両者の相違点は,本文中でも述べたように,批准等の手続を要する条約と異なり,そのような手続を介することなく,構成国に直接適用される点である。その意味で,規則は,ヨーロッパ連合をあたかも一国のように取り扱うものといえる。
- 11) EuGVVO のほかに次のような規則がある。 婚姻事件及び夫婦の共通の子の扶養義務

に関する手続についての裁判管轄及び判決の承認執行に関する2000年3月29日理事会規則、

構成国における民事又は商事事件に関する裁判上の書面及び裁判外の書面の送達に関する2000年3月29日理事会規則、倒産手続に関する2000年5月29日理事会規則、民事又は商事事件に関する証拠調べの領域での構成国裁判所間の協力に関する2001年5月28日理事会規則。なお、については、ライポルド（出口雅久／本間学訳）「新ヨーロッパ証拠法」立命館法学286号（2002年）154頁以下参照。また、最近の展開については、ゴットバルト（出口雅久／本間学訳）「国際民事訴訟法の現状について」立命館法学299号（2005年）581頁以下参照。

12) なお、本文の記述からも明らかとなり、ヨーロッパ民事訴訟法とは、ヨーロッパにおける民事訴訟法統一法典を意味するわけではない。このような統一法典策定の試みは、いわゆるシュトルメ（Storme）案と呼ばれる民事手続法近接化のためのモデル試案が、1993年にコミッションに提案された段階に過ぎない。シュトルメ案については、貝瀬幸雄『比較訴訟法学の精神』（信山社・1996年）257頁以下。また概要を伝えるものとして、ハープシャイト（本間靖規訳）「ヨーロッパ統一民事訴訟法の可能性」龍谷法学29巻4号（1997年）101頁がある。

13) なお、ヨーロッパ民事訴訟法については、1971年のルクセンブルク議定書により、EuGHが、その最終的な解釈権を有するものとされている。そこで、ある構成国の最上級裁判所が、条約の解釈問題が裁判をなすにつき重要であると判断した場合には、EC条約177条に基づく先決裁定を求めめるために、事件をEuGHに付託しなければならない（議定書3条1項、2条1号）。上訴審裁判所は付託義務を負わないが、自ら付託することも可能である（議定書3条2項、2条2項）。ルクセンブルク議定書については、岡本善八「1978年拡大EEC判決執行条約（2）」同法31巻3号129、150頁以下。

14) 27条は次のように規定する。

裁判は次の場合には承認されない。

3号：裁判が承認を求められた国において、同一当事者間についてなされた裁判と相容れないとき

15) この規定は、承認国の裁判が先になされることも、また訴訟が先になされることも要件とはしていない。したがって、承認国でなされた裁判が常に優先することになる。

16) Hoffmann/Krieg, 4. 2. 1988, Rs. 145/86, Slg. 1988, 645；同事件は、ドイツ裁判所による配偶者間の扶養料支払命令の後に、オランダ裁判所の離婚判決が続いたものである。同事件で、扶養料判決の執行は、本文中に述べた基準により、27条3号に基づきオランダでは拒否された。

なお、同判決については、越山和広「国際民事訴訟における裁判の矛盾抵触とその対策」民商113巻2号235頁、254頁以下に詳細な紹介がある。

17) Kropholler, EuZPR, 4. Aufl. Art. 27 Rdnr. 44

18) Vgl. Rüßmann, Die Streitgegenstandslehre und die Rechtsprechung des EuGH-nationales Recht unter gemeineuropäischem Einfluss?, ZZP111, 1998, S. 404, 406；もっとも、EuGHがこのように、27条3号を広く解釈し、既判力効から切り離して理解することは、必ずしも自明どころではない、との批判が、とりわけドイツ法の論者から提起されている（例えば、

ライポルド(松本博之訳)「国内民事訴訟法からヨーロッパ民事訴訟法へ 訴訟係属, 既判力および判決の抵触」松本博之他編『法の国際化への道』100頁参照。すなわち, 27条3号は, いずれの訴訟が最初に係属したか, またいずれの訴訟が先に裁判を下したかを問わず, 外国判決より内国判決を優先させるので, このような解釈は, 国際的法的交通の統合要素としてよりむしろ, 障害要素として評価される, とするのである。

19) 21条は, 以下のように規定している。

[21条]

- 1 同一当事者間の同一の請求による訴えが, 相異なる構成国の裁判所において係属している場合には, 後で訴えを受けた裁判所は先に訴えを受けた裁判所の管轄が確定するまで, 職権によりその手続を中止する。
- 2 先に訴えを受けた裁判所の管轄が確定したならば, 後で訴えを受けた裁判所は, 先に訴えを受けた裁判所のために管轄不存在を宣言する。

20) Geimer, EuGVÜ und Aufrechnung: Keine Erweiterung der internationalen Entscheidungszuständigkeit Aufrechnungsverbot bei Abweisung der Klagen wegen internationaler Unzuständigkeit, IPRax 1986, S. 208; Schumann, Internationale Rechtshängigkeit (Streithängigkeit), FS Kralik, S. 301; Schütze, Die Berücksichtigung der Rechtshängigkeit eines ausländischen Verfahrens nach dem EWG Übereinkommen EuGVÜ RIW1975, 78, 796 M. Wolf, Einheitliche Urteilsgeltung im EuGVÜ, 1990, FS Schwab, 561, 570

21) 22条は次のように規定する。

[22条]

- 1 関連する訴えが相異なる構成国の裁判所に係属しており, いずれの訴訟も第一審の段階である場合には, 後で訴えが係属した裁判所はその手続を中止することができる。
- 2 後で訴えが係属した裁判所は, その法律によれば関連する訴訟の併合が認められ, かつ先に訴えが係属した裁判所がいずれの訴えについても管轄を有する場合には, 当事者の申立てに基づき, 管轄不存在を宣言することができる。
- 3 本条に定める関連する訴えとは, 相互の訴えとは, 相互の訴えが密接に関連するため, 別々に判決がなされたならば矛盾する解決が生じるのを避けるために, 同時に審理され判決されることに利益を有するようなものをいう。

22) EuGH Urt. v. 8. 12. 1987, Amtl. Slg. 1987, 4861ff.

23) EuGH Urt. v. 6. 12. 1994, Amtl. Slg. 1994 I-5439ff.

24) なお, 両判決を紹介するものとして, 越山和広「ヨーロッパ民事訴訟法における国際的訴訟競合規制の動向 ドイツ民法と EC 民法の相克をめぐって」石川明・櫻井雅夫編『EUの法的課題』(1999年・慶應義塾大学出版会) 281頁以下がある。

25) このように理解するものとして, Pfeifer, Grundlage und Grenzen der autonomen Auslegung des EuGVÜ, in: Europäisches Privatrechts, Unternehmensrechts und Informationspflichten im Zivilrecht, Jahrbuch Junger Zivilrechtswissenschaftler 1991, S. 71, 84; Lüpfert, Konexität im EuGVÜ, 1997, S. 109.

26) Rüßmann, Die Streitgegenstandslehre und die Rechtsprechung des EuGH nationales Recht unter gemeineuropäischem Einfluß?, ZZP111, 1998, S. 404f.

- 27) EuGH, Slg. 1994 I-5439 Nr. 43.
- 28) EuGH, Slg. 1994 I-5439 Nr. 39.
- 29) 法務官の役割等については、斉藤哲「EC 裁判所における法形成の構造 法務官の役割を中心として」判タ732号32頁、山根裕子『新版 EU/EC 法』（1995年・有信堂）155頁参照。
- 30) Schlußantrag Mancini, Amtl. Slg. 1987, S. 4869.
- 31) 邦訳は、民事訴訟法典現代語化研究会編『各国民事訴訟法参照条文』（1995年・信山社）390頁による。
- 32) Solus/Perrot Droit Judiciaire Prive II, 1973, n° 808.
- 33) これについては、Jacques Miguet, Immutabilité et evolution du litige, 1977, 徳田和幸《紹介》『フランス民事訴訟法の基礎理論』（1994年・信山社）285頁を参照。
- 34) Vgl. Lüpfer, Konexität im EuGVÜ, 1997, S. 105.
- 35) このような見解を基礎付けたものとして、Motulsky, La caisse de la demande dans la délimitation de l'office du juge, 1964, chron. pp. 235.
- 36) 山本和彦『民事訴訟審理構造論』32頁以下を参照。
- 37) 改正の概要については、徳田和幸「一九七五年民事訴訟法改正と訴訟促進・審理の充実」同『フランス民事訴訟法の基礎理論』1頁以下を参照。
- 38) Motulsky, La caisse de la demande dans la délimitation de l'office du juge, 1964, chron. pp. 235.; なお、モチュルスキーの訴訟法理解については、北村一郎「モチュルスキー教授のフランス《訴訟法》講義」法学協会100周年記念論文集564頁以下が詳しい。
- 39) モチュルスキーによれば、申立て（pretention）の目指す結果が、対象（objet）であるとす。徳田和幸『フランス民事訴訟法の基礎理論』（1994年・信山社）276頁参照。
- 40) Code Civile 1351条は次のように規定する。

「既判力（autorité de la chose jugée）は、判決の対象になったものに関してのみ生ずる。請求された物が同一であり、請求が同一の原因に基づいており、請求が同一の当事者間で、かつ、それらの者からそれらの者に対して同一の資格で提起されることが必要である。」

なお、邦訳は、法務大臣官房司法法制調査部「フランス民法典 - 物権・債権関係」（法曹会）によった。
- 41) Solus/Perrot, Droit Judiciaire Prive III, 1991, n° 64.
- 42) なお、フランスにおいては、「prétention」と「demande」とは混同して利用されているのが通常であるようである。徳田『フランス民事訴訟法の基礎理論』276頁、283頁は、しいて区別をするならば、前者はドイツ法の「Anspruch」すなわち、請求に、後者は「Klage」すなわち訴えに対応するとされている。
- 43) Npc 4 条は次のように規定する。なお訳文は、徳田和幸『フランス民事訴訟法の基礎理論』（1994年・信山社）263頁によった。

「訴訟の対象は当事者の相互の申立て（pretention）によって定められる。
この申立ては訴訟開始文書（acte introductif d'instance）および答弁書（conclusionen defense）により確定される。ただし、訴訟の対象は、充分なつながりによって元の申立てに関連のある附帯請求によって変更されることがある。」

- 44) Solus/Perrot, II n° 808.
- 45) Solus/Perrot, II n° 808.
- 46) Vgl. Solus/Perrot, II n° 808.
- 47) Vgl. Lüpfer, a. a. O., S. 99; Huet, Note sous C. J. C. E. 08. 12. 1987, Clunet 1988, 537, 543.
- 48) Vgl. Solus/Perrot, II n° 808.
- 49) Heron, Doroit judiciaire Prive n° 888; Viatte, A Propos de la litispendance, Gattze du Palais 1976, doctor. 354; Glasson/Tisser, Traité théorique et pratique d'organisation judiciaire, de competence et de procedure civil, t. I, 1925 n° 273, p. 715.
- 50) 邦訳は, 民事訴訟法典現代語化研究会編『各国民事訴訟法参照条文』(1995年, 信山社) 390頁による。
- 51) Solus/Perrot II, n° 543.
- 52) なお, 1899年7月8日のフランス・ベルギー執行条約4条1項2文, 1930年6月3日のフランス・イタリア執行条約19条2項もこの意味で「関連性」を規定している。“Ne peuvent être considérées comme connexes que les contestations qui procèdent de la même cause ou portent sur le même objet”
- 53) Solus/Perrot II, n° 543.
- 54) Glasson/Tissier, n° 278; Cass. (fr.) 29. 11. 1951, Bull. civ. 1951, III, n° 772.
- 55) Solus/Perrot II, n° 541.
- 56) Solus/Perrot II, n° 542.
- 57) Lüpfer, Konexität im EuGVÜ, 1997, S. 60.
- 58) z. B. Cass. (fr.) 27. 2. 1888, D. 1889, I, 24.
- 59) z. B. Cass. (fr.) 6. 12. 1875, S. 1876, I, 165.
- 60) Cass. (fr.) 27. 10. 1964, Gaz. Pal. 1965, 27.; なお, 1972年改正前のフランス民法典の原始規定(767条)においては, 生存配偶者の相続権はきわめて限定されており, 相続しうべき血族たる直系・傍系12親等までの血族があるか, または私生子があれば, 生存配偶者はまったく相続権を有しないものとされ, 生存配偶者の利益の保護は, 夫婦財産契約等の相続以外の方法によっていた。この点につき, 山口俊夫『概説フランス法(上)』(1989年・東京大学出版会) 498頁以下参照。
- 61) Cass. (fr.) 18. 7. 1963, Bull. civ. 1963, I, n° 409.
- 62) Furcade, La conexité en procedure civile, 1938, n° 278.
- 63) Solus/Perrot II, n° 809.
- 64) Vgl. Gaudemet-Tallon, Note sous C. J. C. E. 20. 01. 1994, Revue critique de droit international privé, 1994, 423, 429.
- 65) Glasson/Tissier, n° 275, p. 720.
- 66) 同様の指摘をするものとして, Isenburg-Epple, S. 177; Vientent/Guinchard, Procédure civile, n° 372.
- 67) この点については, なお詳細な検証を要する。他日を期したい。
- 68) 第一章第一節(3)を参照。
- 69) なお, 訴訟物と既判力の関連性を重視する伝統的なドイツ法的理解から, 「同一の請求」

を条約固有に解釈すること自体も否定し、各法廷地国法を基準とすることを主張するものとして、Dohm, Die Einrede ausländischer Rechtshängigkeit im deutschen internationalen Zivilprozeßrecht, 1996, S. 74ff.

- 70) 論者はこれを、比較法的条約独自の解釈 (rechtsvergleichend autonome Qualifikation) と呼び、各構成国法にまったく左右されない条約適合的独自の解釈 (vertragkomforme autonome Qualifikation) と区別する。Vgl. Isenburg-Epple, Die Berücksichtigung ausländischer Rechtshängigkeit nach dem Europäerischen Gerichtsstands- und Vollstreckungsübereinkommen vom 27. 9. 1968, 1991, S. 148.
- 71) Isenburg-Epple, a. a. O. S. 193ff.
- 72) Isenburg-Epple, a. a. O. S. 157f., 193ff.
- 73) Isenburg-Epple, a. a. O. S. 177.
- 74) Isenburg-Epple, a. a. O., S. 195; Leipld, Internationale Rechtshängigkeit, Streitgegenstand und Rechtsschutzinteresse Europäisches und Deutsches Zivilprozeßrecht im Vergleich, GS Arens S. 227, 230f.; ライポルド論文については、勅使河原和彦「国際的訴訟競合と重複的訴訟係属の判断基準」山法 2号 (1994年) 117頁以下に紹介がある。また、Stürner, Der europäische Zivilprozeß Einheit oder Vielhalt?, in; Grunsky, u. a. (herg.), Weg zu einem europäischen Zivilprozeßrecht, 1992, S. 1も参照。
- 75) Isenburg-Epple, a. a. O. S. 200; M. Wolf, Einheitliche Urteilsgeltung im EuGVÜ, FS. Schwab, 1990, S. 561ff.; Leipold, GS Arens, S. 227f.
- 76) Isenburg-Epple, a. a. O. S. 207f.
- 77) Schack, Wechselwirkungen zwischen europäerischen und nationalen Zivilprozessrecht, ZZP107, 279, 295; ders., Widersprechede Urteile: Vorbeugen ist besser als Heilen, IPRax 1989, 139, 140f.; Kropholler, Europäerisches Zivilprozessrecht, 2. Aufl. 1987, Art. 21 Rdnr. 5-6.
- 78) Schack, IPRax 1989, S. 140.
- 79) この点を指摘するものとして, Leipold, GS Arens, 241ff.
- 80) Leipold, GS Arens, S. 227ff.
- 81) Leipld, GS Arens S. 227, 244f.
- 82) この考え方によれば, 既判力の抵触回避が訴訟係属規制の目的であるという考えを必ずしもとらないことを意味し, タトリー判決後の27条3号との目的論的関連性を重視する理解の萌芽が見られる。他方で, この見解は, 「核心理論」を肯定しつつ, 債権者の請求権の実現に配慮している点で注目に値する。
- 83) この点を既に指摘するものとして, 越山・規制動向281頁。
- 84) BGH Urteil von 8. 2. 1995, NJW 1995, S. 1758.
- 85) Vgl. Bäumer, Die ausländische Rechtshängigkeit und ihre Auswirkungen auf das internationale Zivilverfahrensrecht, 1998, S. 132, 149f.; 本文中に後述するもの他に, 肯定的な見解として, Scachck, Gerechtigkeit durch weniger Verfahren, IPRax 1996, S. 80, 81; Rüßmann, a. a. O. S. 408f.; Haas, Rechtshängigkeit und Sachzusammenhang, FS Ishikawa, S. 165ff.; なお近時の批判的見解として, 例えば, Roth, Gespaltnr Gerichtsstand in; Festschrift Schumann, 2001, S. 355, 362f. がある。

- 86) 普通裁判籍が問題となる場合は、消極的確認の訴えの原告である債務者は、被告である債権者の住所地で訴えを提起することになるから、債権者の管轄選択権の侵害は問題とならない。
- 87) Huber, JZ 1995, 603, 606f.
- 88) Huber, JZ 1995, 603, 606f.
- 89) 条約は、5 条 1 号後段において、労働者保護のために、労働者の通常の労務供給地の管轄を追加している。
- 90) この点を端的に示すものとして、Rüßmann, a. a. O. S. 408f. がある。なお、リュスマンは、ヨーロッパ民事訴訟法における「核心理論」は、ドイツ法における訴訟物概念とは異なり、訴訟係属でのみ問題になると解している。その意味で、本文後述 説に近いものといえよう。
- 91) Isenburg-Epple, a. a. O. S. 196; なお、Lüpfert, a. a. O. S. 110 も参照。
- 92) Rüßmann, a. a. O. S. 406f, 424.
- 93) Leipold, Weg zur Konzentration von Zivilprozessen, 1999, S. 16ff.
- 94) Gottwald, Streitgegenstandlehre und Sinnzusammenhänge, in: Dogmatische Grundfragen des Zivilprozesses in Europa, 2000, S.90ff.; Haas, Rechtshaengigkeitssperre und Sachzusammenhang, FS Ishikawa, S. 167ff.
- 95) フランス語正文では、“demandes ayant le même objet et la même cause” であり、英語正文では、“proceedings involving the same cause of action” である。
- 96) 敷衍すると次のようになる。ZPO 261 条 1 項は訴訟係属した「事件 (Streitsache)」について言及するのみであり、264 条、265 条および 322 条との思考上の関連性から、事件は、訴えの理由、主張された請求ならびに訴えを提起された請求によって同一性が判定される。これに対し、EheVO 11 条 (およびヨーロッパ民事訴訟法規則 27 条) は本文で示したように、より厳格に定義づけている。そしてこれは請求対象及び請求原因または訴訟物という言葉でのみ置き換えることができる。
- 97) 論者は、ドイツ法においても、扶養料をめぐる訴訟において、裁判所は「核心理論」と同様に生活事実関係に依拠している点を指摘する。Vgl. Gottwald, a. a. O. S. 91ff.; Rosenberg/Schwab/Gottwald, 16. Aufl. § 92 Rn. 17, 18; なお、この点については次稿で詳細に検討する予定である。
- 98) 第一章第一節(2)参照。
- 99) なお、ヨーロッパ民事訴訟条約の適用領域においても、外国判決の判決効の範囲は、判決国法を準拠法とする。その意味で、ヨーロッパ統一既判力概念というものは存在しない。
- 100) この点を指摘するものとして、Bäumer, a. a. O., 1998, S. 150.
- 101) Vgl. Gottwald, a. a. O. S. 90.
- 102) この点を指摘するものとして、Leipold, a. a. O., S. 24.
- 103) このような議論の中で、既に「核心理論」と同様の重複訴訟の規律を模索するものとして、酒井一「重複訴訟論」鈴木正裕先生古稀記念論文集 265 頁以下がある。